

○尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成12年5月31日

規則第52号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例（平成11年尼崎市条例第36号。以下「条例」という。）第4条の2、第6条第1項ただし書、第2項及び第3項ただし書、第9条、第14条並びに別表の規定に基づき、尼崎市立すこやかプラザ（以下「プラザ」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則82・平25規則31・一部改正)

(条例第4条の2の規則で定める要件)

第2条 条例第4条の2の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 発熱、下痢、おう吐等の症状を呈していないこと。
- (2) 伝染性の疾病にかかっていないこと。
- (3) ぜん息等の慢性的な疾患による症状（身体の安静を確保する必要があるものに限る。）を呈していないこと。
- (4) 直ちに医療機関等における治療が必要となるような熱傷等の外傷がないこと。
- (5) その他身体の安静を確保する必要がないこと。

(平25規則31・追加、平30規則73・旧第1条の2繰下)

(一時預かりルームの利用の登録)

第3条 条例第5条の規定により一時預かりルームに係る利用許可を受けようとする者は、あらかじめ、別に定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

(平25規則31・追加、平30規則73・旧第1条の3繰下)

(利用許可の手続)

第4条 条例第5条の規定により利用許可を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）の3月前の日の属する月の初日から当該利用希望日までに、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、利用許可をしたときは、当該利用許可を申請した者に利用許可書を交付するものとする。

(平17規則82・平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第2条繰下・一部改正)

(利用の予約の手続等)

第5条 利用希望者は、市長が別に定めるところにより、前条第1項の規定による申請を行う前に、市長の承認を受けて、当該申請に係るプラザの利用の予約をすることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「予約承認」という。）をしな

いことができる。

- (1) 利用希望者が偽りその他不正の手段により当該予約承認以外の予約承認を受けたとき。
- (2) 利用希望者が偽りその他不正の手段により当該予約承認に係る利用許可以外の利用許可（以下「他の利用許可」という。）を受けたとき。
- (3) 利用希望者が他の利用許可の条件に違反してプラザを利用したとき。
- (4) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく他の利用希望者によるプラザの利用を妨げたとき。
- (6) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

3 予約承認を受けている者（以下「利用予約者」という。）は、当該予約承認に係るプラザの利用について利用許可を他の者に優先して受けることができる。

（平30規則73・追加）

（予約承認の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約承認を取り消すことができる。

- (1) 利用予約者が偽りその他不正の手段により予約承認を受けたとき。
- (2) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

2 利用予約者からその予約承認に係るプラザの利用をやめる旨の申出があったときは、当該予約承認が取り消されたものとみなす。

3 市は、第1項の規定による予約承認の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

（平30規則73・追加）

（付属設備の使用料）

第7条 条例別表の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（平30規則73・旧第3条繰下）

（利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
- (3) プラザの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) 条例第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (5) その他プラザの管理上支障があるとき。

（平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第4条繰下）

（一時預かりルームの利用時間）

第9条 一時預かりルームの利用時間（その利用許可を受けた利用時間及び条例別表1 部屋の使用料摘要3の規定により計算された利用時間の合計時間をいう。）は、月の初日から末日までの間において乳幼児1人につき72時間以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平25規則31・追加、平30規則73・旧第4条の2繰下）

（条例第6条第1項ただし書の規則で定める場合）

第10条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める場合は、一時預かりルームの利用許可を受けた利用時間を超えてこれを利用した場合とする。

（平25規則31・追加、平30規則73・旧第4条の3繰下）

（使用料の減免）

第11条 条例第6条第2項の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- （1） 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が設置目的に適合した活動で市長が別に定めるものを行うために多目的ホールを利用するとき。
- （2） 災害その他特別の事情により市長が特に減免の必要があると認めるとき。

2 使用料の減免額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

- （1） 前項第1号に該当するとき 多目的ホールの使用料の10分の5に相当する額
- （2） 前項第2号に該当するとき 市長が別に定める額

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（平16規則69・平17規則82・平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第5条繰下・一部改正）

（使用料の還付）

第12条 条例第6条第3項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- （1） 利用者の責めに帰することのできない理由により多目的ホールを利用することができなくなったとき。
- （2） 利用者がその利用許可によりプラザの利用を開始することができる時刻までに当該利用許可に係るプラザの利用をやめる旨を申し出たとき。

2 使用料の還付額は、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

（平16規則69・平17規則82・平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第6条繰下・一部改正）

（利用許可の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- （1） 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- （2） 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

2 利用者からその利用許可に係るプラザの利用をやめる旨の申出があったときは、当該利用許可が取り消されたものとみなす。

3 市は、第1項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(平25規則31・全改、平30規則73・旧第7条繰下・一部改正)

(多目的ホールの利用者の遵守事項)

第14条 多目的ホールの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用許可を受けていない多目的ホールの床又は付属設備を利用しないこと。

(2) 許可を受けないで壁、柱、扉等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(3) 利用を終えたときは、直ちに、清掃のうえ原状に回復し、その旨を係員に報告し、点検を受けること。

(4) その他市長が指示した事項

(平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第8条繰下)

(プラザ内での遵守事項)

第15条 プラザ内においては、何人も次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は喫煙その他火気の使用をしないこと。

(2) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(5) プラザ内をみだりに汚さないこと。

(6) その他市長が指示した事項

(平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第9条繰下)

(利用時間等)

第16条 プラザの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 利用時間 午前9時（一時預かりルームにあつては、午前10時）から午後5時（多目的ホールにあつては午後9時、一時預かりルームにあつては午後3時）まで

(2) 休館日（多目的ホールにあつては、イに限る。）

ア 水曜日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(平14規則10・平25規則31・一部改正、平30規則73・旧第10条繰下)

(指定申請の公告)

第17条 市長は、条例第8条の規定によりプラザの管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第9条の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平17規則82・追加、平30規則73・旧第11条繰下・一部改正)

(指定申請の方法)

第18条 指定申請は、市長が定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第9条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平17規則82・追加、平30規則73・旧第12条繰下)

(指定管理者の指定等の通知)

第19条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書によりその指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書によりその指定されなかった法人等に通知するものとする。

(平17規則82・追加、平30規則73・旧第13条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第20条 指定管理者は、プラザの管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第12条各号に掲げる業務に関すること。

- (2) 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の運用に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

（平17規則82・追加、平30規則73・旧第14条繰下、令5規則21・一部改正）

（施行の細目）

第21条 この規則に定めるもののほか、プラザの運営について必要な事項は、主管局長が定める。

（平17規則82・旧第12条繰下・旧第16条繰上、平30規則73・旧第15条繰下）

付 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成13年1月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月25日規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年10月25日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請された使用料の減免については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成17年12月31日までの間に、この規則による改正前の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項第2号に規定する者が多目的ホールを利用しようとする場合における使用料の減免についての改正後の規則第5条第2項の規定の適用については、同項第1号中「5割」とあるのは、「6割5分」とする。

（端数処理）

- 4 前項の規定により改正後の規則第5条第2項の規定を読み替えて適用する場合において、その算定した減免額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

付 則（平成17年10月25日規則第82号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
（選定手続の特例）
- 2 指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成17年尼崎市条例第54号）付則第2項の規定により選定をする場合にあっては、第1条の規定による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例施行規則第11条及び第12条の規定は、適用しない。

付 則（平成25年3月29日規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成30年12月20日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年12月21日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定は、平成31年4月1日（以下「基準日」という。）以後の尼崎市立すこやかプラザ（以下「プラザ」という。）の利用について適用し、基準日前のプラザの利用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第12条第1項第2号及び第2項の規定は、基準日以後のプラザの利用に係る使用料について適用し、基準日前のプラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和5年3月31日規則第21号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

（平13規則3・一部改正）

名称		単位	使用料
映像機器	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1区分につき 700円
	ビデオプロジェクター	1台	1区分につき 1,000円
	スライド映写機	1台	1区分につき 100円
拡声音響装置	ダイナミックマイクロフォン	1本	1区分につき 300円
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1区分につき 400円
音響・映像基本機器（上記に掲げるものを除く。）	（大）	一式	1区分につき 500円
	（小）	一式	1区分につき 300円
摘要 1区分とは、午前（午前9時から午後0時まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又			

は夜間（午後6時から午後9時まで）の使用をいう。